

新型コロナ患者の療養期間等の見直しについて

以下の変更内容は、9月7日から適用となり、現在療養中の方にも適用されます。

1有症状の患者の療養期間の短縮について

発症日を「0日」として、7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8 日目から療養解除となります。

(注1) ただし、10 日間が経過するまでは感染リスクが残るため、ご自身での健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、高齢者施設などのハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けていただき、マスク着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(注2) 入院中の方や高齢者施設に入所中の方は従来どおり療養期間は10日間と変更はありません。

2無症状の患者の療養期間について

検体採取日を「0日」として、7日間を経過した場合に8日目に療養解除となる点に変更はありません。

今回の変更点として、5日目の検査キットによる検査で陰性だった場合は、5日間経過後（6日目）に療養解除が可能となりました。

(注) ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残るため、ご自身での健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、高齢者施設などのハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けていただき、マスク着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

3療養期間中の外出について

療養期間中においても、有症状の場合は症状軽快から 24 時間経過していること、または症状が無くなっている場合(無症状の場合)は、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能となりました。

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります。**
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。**

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合は、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

お問い合わせ

所属課室：厚生部健康対策室感染症対策課
 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁南別館3階
 電話番号：076-444-5591
 ファックス番号：076-444-8900

富山県庁 法人番号 7000020160008

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
 電話番号: (代表)076-431-4111
 Copyright © Toyama Prefecture All rights reserved.